

人口動態統計月報(概数)(平成 24 年2月分)の数値の使用上の注意

人口動態統計月報(概数)は次のようなプロセスで作成されています。

出生、死亡、死産が発生した場合、戸籍法等に基づき市町村に届け出が行われます。また、婚姻、離婚は市町村への届け出により効力が発生します。市町村はこれらの届出等から人口動態調査票を作成し、都道府県に提出します。都道府県は、人口動態調査票を報告期限までに厚生労働省に送付します。厚生労働省は送付された調査票のうち日本において発生した日本人に関する分をいくつかの属性別に集計し、月報(概数)の数値とします。

このプロセスは、東日本大震災により、以下のような影響を受けていると考えられ、2月分の月報(概数)の数値は、実態と乖離している可能性があることについて注意が必要です。

なお、平成 25 年9月の公表を予定している平成 24 年人口動態統計年報(確定数)では、2月の実態とおりの数値を示す予定です。

- ① 市町村への出生、死亡、死産、婚姻、離婚の届出等がなされていても、市町村での調査票作成、都道府県から厚生労働省への送付等の事務処理が報告期限までに行えない場合や遅れた場合があります。この場合、厚生労働省が集計に含めることができません。
- ② 平成 24 年1月に発生した出生、死亡、死産、婚姻、離婚の調査票で、平成 24 年1月分の報告期限に間に合うように送付されておらず、平成 24 年2月分の報告期限までに送付されてきたものがあります。これらについては平成 24 年2月分の月報(概数)の数値に含まれています。